

再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG 中間とりまとめ(案) 参考資料

資源エネルギー庁 2022年12月5日

地域と共生した再エネの導入

事業実施段階	検討項目
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し
	大量廃棄に向けた 計画的対応
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化
	事業譲渡の際の手続強化
	認定事業者の責任明確化
	関係法令遵守の徹底

再エネ特措法の認定と関係法令の許認可

- 現行制度においては、認定基準の内容として、**条例を含む関係法令の遵守が求められている**。
- しかし、認定の対象があくまで「事業計画」であることに鑑み、認定申請段階における各種関係法 **令の許認可取得までは求められておらず、関係法令を遵守することへの誓約**を認定申請書にお いて求めている。
- なお、仮に**関係法令の許認可を取得せず事業を実施している場合は、認定取消事由となる**。

再エネ特措法に基づく 認定基準

いてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気 の利用の促進に資するものとして経済産業省令で 定める基準に適合するものであること。 (法9条4項1号)

「当該認定の申請に係る再牛可能エネルギー発電 事業を営むに当たって、関係法令(条例を含む。次 項第一号及び次条第三号に該当するものを除く。) **の規定を遵守するもの**であること。」 (施行規則5条1項14号)

「再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気につ 「再生可能エネルギー発電事業が**円滑かつ確実に実施** されると見込まれるものであること。 (法9条4項2号)

> 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業 を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例 **を含む。)の規定を遵守するもの**であること。」 (施行規則5条の2第3号)

再工之特措法施行規則 に基づく認定基準の 具体的内容

認定申請書における 具体的運用

認定申請書において関係法令遵守の誓約を求めるとともに、 関係法令遵守に関する資料の提出を求めている。

立地状況等に応じた手続強化

- 森林伐採を伴う発電所設置に関しては、地域における懸念の声も大きく、実態として土砂流出等の問題が生じているなどの関係法令遵守が徹底されていないケースが発生している。
- こうした周辺地域の安全に懸念のある地域での設備設置に対しては、事前に許認可手続の取得を求めることが円滑かつ確実な事業の実施のために必要である。
- こうした背景から、再工ネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言においては、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再工ネ特措法の認定申請を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが盛り込まれた。

<再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言抜粋>

「…再工ネ特措法に基づく認定手続において、現状、立地状況等に応じた差異は設けられていないが、立地エリアに応じて、例えば、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再工ネ特措法の申請や入札参加を認めないといった認定手続の厳格化等の対応を行うことが必要である。その際、温対法の促進区域への立地を促す観点から、促進区域が地域における合意形成を経て設定されることを踏まえて再工ネ特措法に基づく認定手続を緩和するなど、何らか促進区域へのインセンティブとなるような形での連携も考えるべきである。」

第2回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG 資料7(山梨県提出資料)より抜粋

- (1) 林地開発許可に関する事案
 - ・ 林地開発許可の内容と異なる開発工事を行っている事実が判明
 - ・防災施設の工事完了前に、売電を開始
 - ⇒ 森林法違反の状況下で、売電を継続

手続強化の対象となる許認可

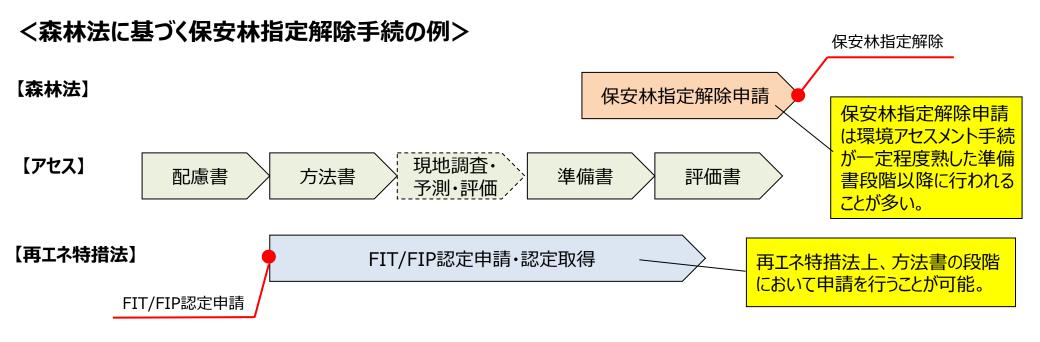
- 事業の予見性を担保する観点から、手続強化を図るにあたって要件化の対象となる許認可の範囲は明確にする必要がある。
- そこで、<u>災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難である</u>ことから、<u>FIT/FIP認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う</u>必要がある。

<再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可>

- ①森林法における林地開発許可
- ②宅地造成等規制法(盛土規制法)における許可
- ③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可
- また、こうした認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則全ての再工ネ電源を対象とする。

関係法令間の手続における整合性への対応

- 許認可取得を申請段階で求めるにあたっては、安全確保と再工ネの導入拡大を両立する観点や 関係法令間の許認可手続における整合性の観点を踏まえた制度設計とする必要がある。
- 例えば風力案件について、現在の再工ネ特措法においては、環境アセスメントの対象案件は、方法書段階において申請を行うことを可能としているが、その後の段階において、環境配慮の観点から発電設備の設置場所など事業計画の内容が変わる可能性がある。環境アセスメント手続が一定程度進行または完了したタイミング、すなわち計画内容が一定程度確定した後に、当該計画の内容を踏まえた許認可申請を行うことが各許認可等の趣旨を踏まえて合理的である。



関係法令間の手続における整合性への対応

- ● 開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールを参考に、例えば 環境アセスメントの対象となる風力・地熱案件である場合は、今般新たに申請要件とする許認 可を引き続き認定後に取得することを認める。
- 但し、こういった案件については、**今般の手続強化が周辺地域の安全に関するものであり、かつ** 原状回復が著しく困難であるものを対象としている事に鑑み、以下の条件を付した上での3年 間の条件付き認定を行うこととし、厳格な対処を行う。
 - 環境アセスメント完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。
 - FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。
- また、再工ネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における提言において、 「電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を 行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も 含め検討する」とされており、関係審議会において具体化を進めていく。

温対法の促進区域との連携

- 温対法に基づく促進区域は、市町村が、再エネ事業の促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)や事業に求める環境保全の取組等を、自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業を認定する仕組み。
- 促進区域の設定にあたっては、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討が行われる。特に、環境保全上の支障の観点から考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」についても検討が必要となる。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められる。(例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなど。)
- 以上より、地域脱炭素化促進事業制度については、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされることで、地域や事業者にとっては再工ネ事業の予見可能性が高められる。このような特性を踏まえ、再工ネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討する。

地域と共生した再エネの導入

心場し大工した行工作の等人		
事業実施段階		
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化	
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
	大量廃棄に向けた 計画的対応	
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	
	事業譲渡の際の手続強化	
	認定事業者の責任明確化	
	関係法令遵守の徹底 8	

再エネ特措法における認定と事業計画

- 再工ネ特措法における認定事業者は、事業計画に従って発電事業を営むことが求められ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り消される。
- こうした認定取消しは指導・改善命令等を経て実施されるが、その間、認定事業者である以上、
 FIT/FIP制度における支援は継続される。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。
- こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会において早期の違反解消を促す仕組みの必要性が指摘されたところ。

FIT/FIP交付金交付

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言(2022年10月)より抜粋

<違反案件の認定取消しに向けた手続イメージ>

<u>違反状況を早期に解消するため</u>、例えば関係法令の違反状態における売電収入 (FIT・FIP 交付金)の交付を留保するなど、再工ネ特措法において<u>新たな仕組みを検討すべきである</u>。その際、法令違反に係る指導等を踏まえても、<u>一定期間内に改善が見られない場合には迅</u>速に交付留保の措置が発動されるなど、効果的な制度となるよう検討することが重要である。

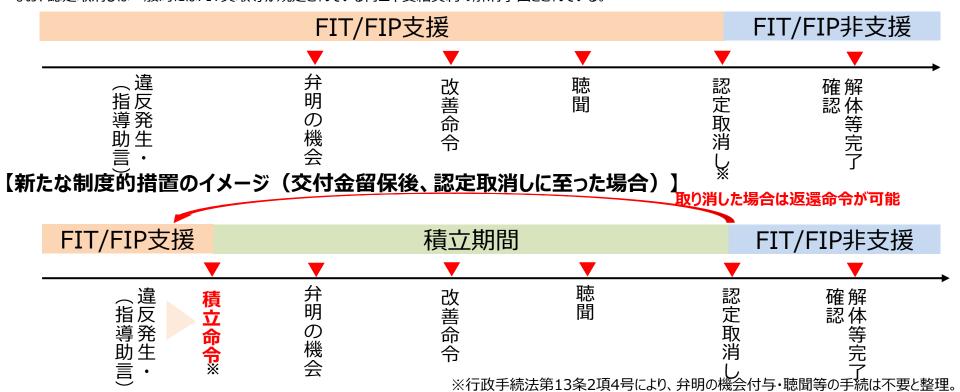
交付終了

違反状況の未然防止・早期解消に向けた制度的措置

- 認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、以下の措置を講じる。
 - ① <u>事業計画に違反した場合</u>、<u>FIT/FIP交付金を留保するための積立義務を課す</u>。また、<u>違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等</u>が確認された場合は、<u>留保された</u>た交付金を取り戻せることとする。
 - ② <u>認定取消しをした際には、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を</u> <u>求めることを可能にする</u>。

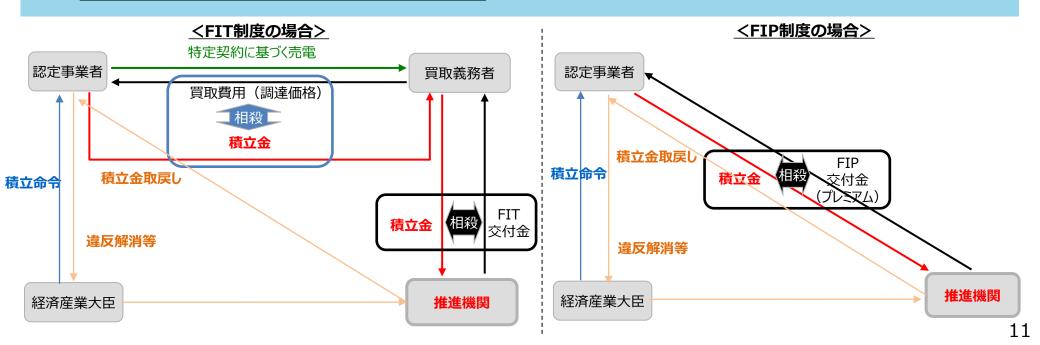
【再エネ特措法における現行法上の措置】

※例えば違反確知後直ちに認定取消しに進む場合等、状況に応じて様々な流れが考えられ、以下は一例である。 なお、認定取消しは一般的にはFIT買取等が規定されている再エネ受給契約の解消事由とされている。



交付金留保のための積立命令の詳細スキーム

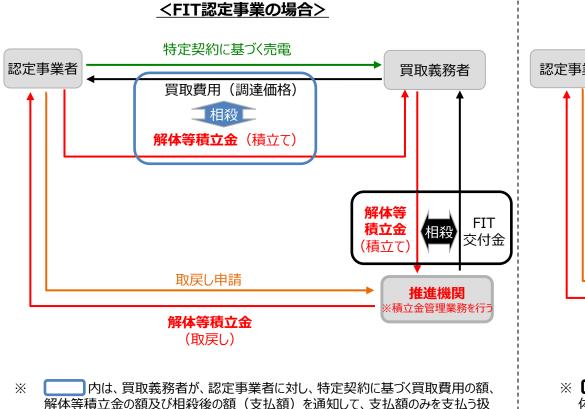
- **FIT制度**は私人間の契約(特定契約)に基づいて、認定事業者から再工ネ電気の買い取りを行った**買取義務者に対して、推進機関から買い取りに要した費用としてFIT交付金が交付される。認定事業者に適切なインセンティブを働かせるには、推進機関から買取義務者への交付を留保すると同時に、買取義務者から認定事業者への支払を留保する必要がある**。
- 買取義務者から認定事業者の**支払留保**にあたっては、**既存の契約関係を踏まえつつ、円滑に実施する必要がある。**具体的には、**認定事業者に、買取義務者を経由して、推進機関へ一定の金額の積立義務を課した上で、買取費用と相殺することで、認定事業者への支払を留保する**ことが適当だと考えられる。
- また、<u>FIP制度</u>においては、<u>認定事業者に、推進機関への積立義務を課した上で、FIP交付金</u>と相殺することで支払を留保することとすることが適当だと考えられる。



(参考) 廃棄等費用積立制度における外部積立てスキーム

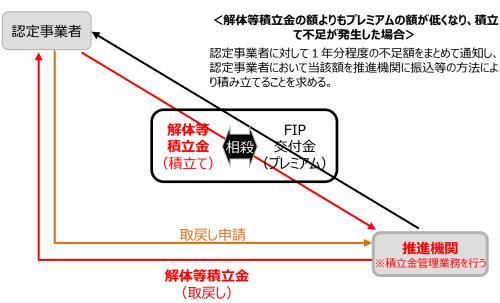
第1回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生 ワーキンググループ(2022年10月) 資料3 一部加工

- FIT認定事業の場合は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額(支払額)を通知して、支払額のみを支払い、買取義務者と推進機関の間でも同様の処理をすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。
- <u>FIP認定事業の場合は</u>、推進機関が、認定事業者に対し、<u>FIP交付金の額から解体等積立金の額を控</u>除した額(FIP交付金の額を限度とする。)を交付することにより、積立てを行う。



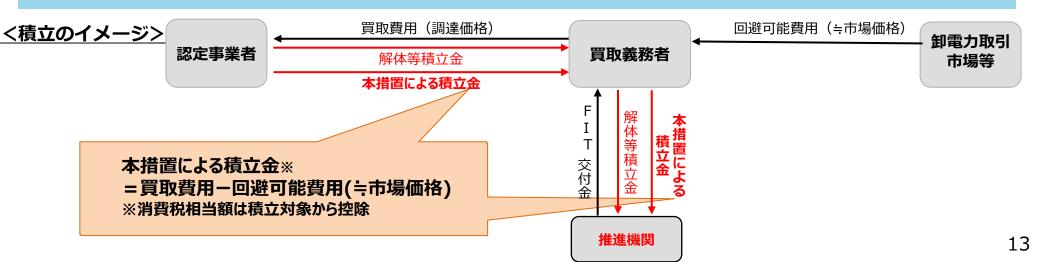
内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

<FIP認定事業の場合>



交付金留保のための積立命令/交付金の返還命令の対象となる金額

- 推進機関が買取義務者に交付する金額は、認定事業者からの買取価格から、その電気を調達するに要したと考えられる費用(回避可能費用)等を控除した額とされており、当該交付金額がFIT制度により、国民負担により認定事業者へ支援されている額だと考えられる。
- 本措置の趣旨が、FIT制度による支援を留保することで、早期に違反を解消するインセンティブを高めることである点を踏まえると、留保(積立)対象額はFIT制度によって国民負担により支援されている交付額※と考えられる。
- なお、FIP制度においては、推進機関から認定事業者に対してFIP交付金の交付によって支援していることから、 **留保(積立)対象額は当該交付額と考えられる**。
- また、交付金返還命令の対象金額についても、上記と同様に国民負担により支援されている交付額と考えられる。
- ※ 実際のFIT交付金額には買取義務者等が需給調整を行う費用や事業税相当額が含まれるが、こうした買取義務者に対して支払われる費用については認定事業者へのインセンティブとは無関係であるところ、留保額に含まれないことが妥当だと考えられる。
- ※ 買取費用から回避可能費用等を控除した額が0円を下回った場合には留保額は0円とするべきである考えられる。

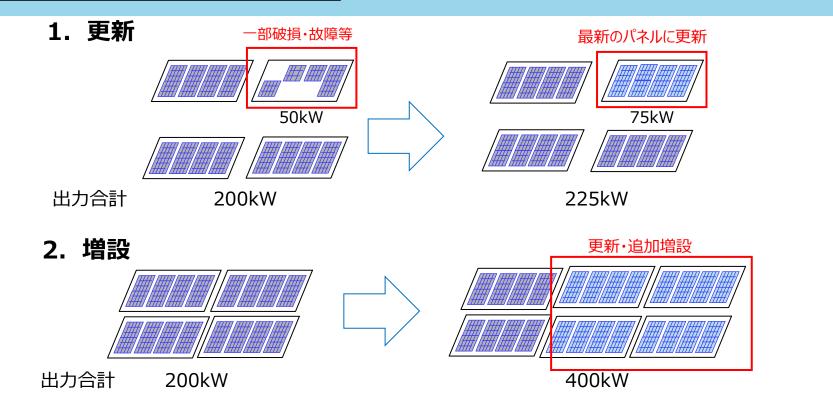


地域と共生した再エネの導入

地域と大工した円工个の等人		
事業実施段階	検討項目	
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化	
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
	大量廃棄に向けた 計画的対応	
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	
	事業譲渡の際の手続強化	
	認定事業者の責任明確化	
	関係法令遵守の徹底	

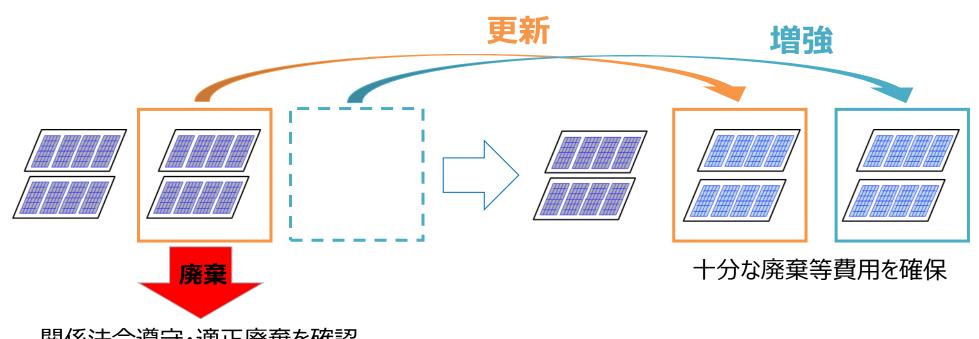
太陽光発電設備のパネル更新/増設(=既設再エネの有効活用)

- 再エネ36~38%の実現のためには、<u>適地への新規の再エネ大量導入</u>に加えて、<u>既に土地や系</u> 統が確保されている既設再エネの有効活用も重要。
- 現在は、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体 の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。(太陽電池の増出力分が 3kW未満かつ3%未満であれば例外的に許容)
- 一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進するべきものであるところ、 国民負担の増大を抑止することを前提に、こうした取扱を検討する。



出力増強・更新時の廃棄等費用の取り扱い

- 期間中の太陽光パネルの更新にあたって、撤去される太陽光パネル相当額の解体等積立金については、現行制度において、売電収入から積立金を差し引く方法による外部積立てが可能なのは期間中に限られ、その後の積み増しは困難であることから、このため、更新にあたって発生する廃棄等費用については解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていく。
- こうした太陽光パネルの<u>適正廃棄を担保する観点から</u>、出力変更に伴う変更認定時に関係法令
 <u>の遵守</u>とともに<u>適切な廃棄が行われることを確認する</u>。
- また、出力増強・更新後に設置された太陽光パネルの廃棄等費用については、十分な費用を確保できることを前提としつつ、設置後のパネルの運用を踏まえた積立方法を引き続き検討する。



(参考)FIP制度の推進に併せた蓄電池設置促進

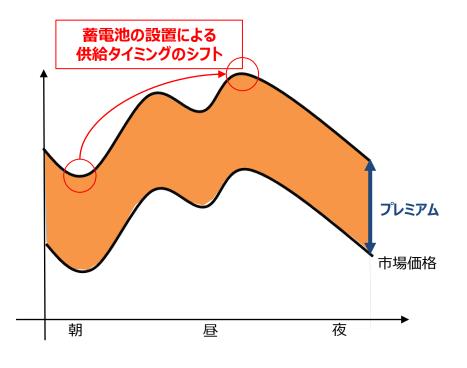
- FIP制度は、**市場価格に一定のプレミアムを交付**するもの。**電力市場・市場メカニズムの活用**を促しながら、**投資インセンティブの確保と国民負担の抑制**を両立していくことを狙いとしている。
- 電力の安定供給確保の観点から、太陽光発電や風力発電といった変動電源について、供給タイミングをシフトできる**蓄電池設置を促進することが重要**。
- FIT制度からFIP制度への移行に伴い、**蓄電池を追加で設置し余剰電力を売電する場合におい** て、現行の基準価格変更ルールの見直しを検討。

<FIP制度における発電事業者の収入> (売電価格+プレミアム価格)× 発電量

- ※1.売電価格=市場価格 又は 相対取引価格
- ※2.プレミアム価格=基準価格-参照価格

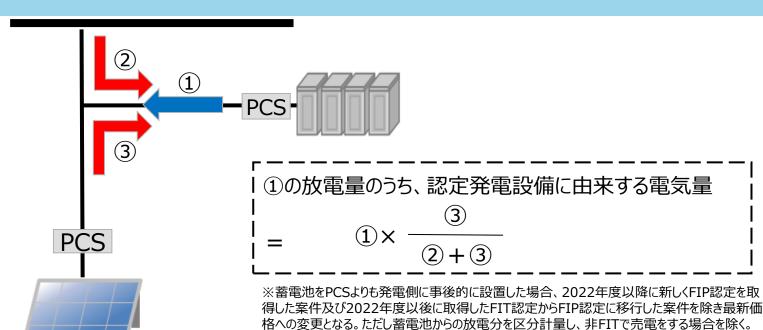
〈蓄電池の事後的な設置に関するルール〉 現在、発電設備に蓄電池を事後的に併設した場合、当初 想定していなかった国民負担の増加の懸念もあることから、 最新価格への変更が必要となっている。

⇒**蓄電池の活用を促す観点**から、国民負担の増大を抑制しつつ、基準価格変更ルールの見直しを検討。



(参考) 発電併設蓄電池の系統電気分の取り扱い

- 系統側から蓄電池に充電され放電された電気量については認定発電設備から発電された電気ではないので、 FIT買取/FIPプレミアム交付対象外となる。このため蓄電池から放電された電気量を充電された電気量で接 分することで観念することはできないか。
- 具体的には、蓄電池から放電された電気量(①)について、系統側から蓄電池に充電された電気量(②)と発電側から蓄電池に充電された電気量(③)を計量し、その比率で按分することで、発電側由来の電気量を算定することが可能となる。その上で、認定発電設備由来の電気量についてFIT買取/FIPプレミアム交付の対象とする方向で検討を進めてはどうか。
- <u>資源エネルギー庁、広域機関、送配電事業者においてこうした運用に必要なシステム改修等や計量に関する実務的な整理を早急に行う</u>こととし、併せて<u>資源エネルギー庁においては年度内を目途に必要な規定類等の改正を行う</u>。



(参考)低圧太陽光のFIP対象化

- 現在FIP制度の対象区分は多様な取引結果が増えた結果電源側に混乱が生じないように、移行・新規ともに50kW以上(高圧・特別高圧)が認められており、運用状況も見極めながら範囲拡大を検討していくこととされている。
- <u>低圧(10kW~50kW)太陽光発電設備については一層の長期電源化や市場統合が求められているところ、小売電気事業者やアグリゲーターと連携した取組を促す観点から一定の条件を求めつつ、低圧太陽光発電設備について新規認定案件・既認定案件ともに、FIT制度(地域活用要件あり)に加えて、FIP制度を選択可能とする方向で、本年度の調達価格等算定委員会で御議論頂いてはどうか。</u>
- この際、低圧発電設備の取引方法に関する混乱が生じないように留意する必要があると考えられるところ、例えば認定基準として以下いずれかの要件を求めることが考えられないか。
 - ① 相対契約により供給を行う場合であり、直接の供給先が電気事業法上の届出をしている特定卸供 給事業者(アグリゲーター)や電気事業法上の登録をしている小売電気事業者である場合等
 - ② 同一認定事業者で保有する認定発電設備の出力合計値が一定規模以上である場合 等
- また、低圧太陽光案件がFIP制度を選択する場合には、こうした案件の地域に対する あり方についても再検討すべきではないか。

地域と共生した再エネの導入

心域に大工した行工作の特人		
事業実施段階		
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化	
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
	大量廃棄に向けた 計画的対応	
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	
	事業譲渡の際の手続強化	
	認定事業者の責任明確化	
	関係法令遵守の徹底	

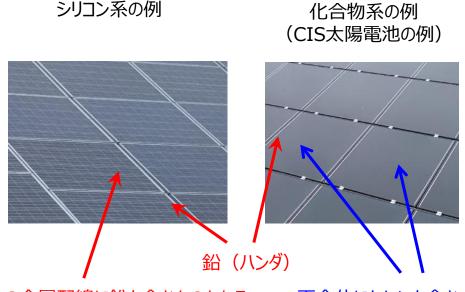
太陽光発電設備の適正な廃棄の必要性

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光 発電事業者等にある。
- 他方、FIT制度開始以降、太陽光発電を中心に再工ネの導入が促進され、幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入する一方、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まってきている。こうした中、2030年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できる計画的な対応が必要である。
- こうした状況を踏まえ、2022年4月に施行されたエネルギー供給強靱化法による再エネ特措法の 改正により、太陽光パネルの廃棄等費用積立制度を措置し、2022年7月より開始された

適正に管理されていない太陽光発電設備の例

写真提供:一社)構造耐力評価機構

太陽光パネルに含まれる有害物質



面全体にセレンを含む

太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方

- 今後、増加することが想定される太陽光パネルの廃棄処理に際しては、**太陽光パネルの含有物 質等の情報を正確に把握し、適切な処理を行っていくことが求められる**。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、産業廃棄物の排出事業者(太陽光発電事業者)は廃棄物の性状等の必要な情報を処理業者に提供しなければならないことが定められている。
- このため、認定事業者に対しては、現行制度下においても、廃棄等を行う場面において含有物質等の情報を**廃棄物処理業者に対して提供すること等が認定基準として求められており**、解体等積立金の取戻しを行う上でも廃棄物処理業者に対して含有物質等の情報提供を行ったこと等が前提となる**廃棄処理の委託契約書等の資料の提出が求められている**。
- この趣旨を徹底させて適正なリサイクル・処理を確保するため、**認定基準として含有物質等の情** 報提供を求めて、認定申請の際に記載する設備情報に含有物質等の情報を含める。こうした 情報が不足している場合は認定を受けることができないこととする。
- 具体的な報告方法(時期・内容・対象)については、こうした点を考慮しつつ、環境省と連携し、 引き続き検討を深める。
- また、型番が同じパネルについて、**重複した情報提供による、無駄なコストの発生・処分業者の 負担を抑制するため、**情報提供を受けた項目について、データベース化し、処理事業者等を含め て情報共有を可能にするなどその活用のあり方についても検討を行う。

(参考)太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にある。
- 廃棄等費用確保WGでの検討を踏まえ、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による再エネ 特措法の改正により、廃棄等費用の積立制度を措置し、2022年7月より開始された。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

♦ 対 象:10kW以上の全ての太陽光発電のFIT/FIP認定案件(複数太陽光発電設備設置事業を含む。)

◆ 金 額:**調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準**

◆ 時 期:調達期間/交付期間の終了前10年間

◆ 取戻条件:**廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出**

※例外的に内部積立てを許容(長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保)

リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討

- 再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会において、制度的な対応として、 2030年代後半に想定される使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用の検討が、同検討会の提言において盛り込まれている。
- 現在排出されている使用済みの太陽光パネルの多くが、リユース可能なものであること、また銀などの有用金属を含むことから、リユース、リサイクルといった資源循環の考え方に沿った対応が重要となっている。
- こうした対応の促進・円滑化に向けて、<u>リサイクル等の制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用について</u>、環境省とも連携して実態を把握すると共に、引き続き検討を深める。
- なお、リユース・リサイクルの促進にあたっては、実際に<u>適正に処理を行うことができる主体の創出・</u> 育成を行うことも重要である。

地域と共生した再エネの導入

地域と共生した再工不の導入		
事業実施段階	検討項目	
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化	
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
	大量廃棄に向けた 計画的対応	
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	
	事業譲渡の際の手続強化	
	認定事業者の責任明確化	
	関係法令遵守の徹底	

再エネ特措法の認定と地域とのコミュニケーションの関係

- 事業者の地域住民に対するコミュニケーション不足からトラブルが生じる例も報告されており、そのような背景を踏まえ、現行の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、地域住民とのコミュニケーション方法につき自治体と相談した上で、説明会を開催するなど事業について地域住民の理解を得られるように努めることを定めている。
- なお、地域と共生した適切な再工ネの大量導入を目指すという制度趣旨は全ての対象電源に 共通するものであるため、全ての電源に係る事業計画策定ガイドラインにおいて、同様の努力義 務を定めている。

(例) 事業計画策定ガイドライン (太陽光・風力・バイオマス) 抜粋

地域との関係構築

- ① **事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図る**とともに、**地域住民に十分配慮**して事業を実施するように努めること。
- ② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など<u>具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること</u>。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、<u>地</u>域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。

地域とのコミュニケーション要件化

- 事業計画策定ガイドラインにおいて、地域とのコミュニケーションに努めることを定めている一方、資源エネルギー庁HPの情報提供フォームには、引き続き自治体や住民の方々から、地元理解への懸念(説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分)などの声が寄せられているところ。
- こうした現状を踏まえ、再工ネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における 提言において、一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周 知を義務化することが盛り込まれた。
- 地域への周知にあたっては、地域環境への影響や災害防止の措置など、地域への懸念に対する 説明を行うことが重要である。

【情報提供フォームに寄せられた声】

事業実施に向けた<u>土地開発が開始されたことによって、事業の存在を把握</u>。ごく限られた一部の住民には説明を行ったと事業者は主張するが、開発前の早期のタイミングで適切に地元への説明を行ってもらいたい。

【再工ネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(抜粋)】

(地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション)

・説明会における説明事項等の整理を踏まえ、地域との適切なコミュニケーションを促すため、<u>例えば再工ネ特措法</u>の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討する。その際、環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとの連携も検討する。【経・環】

地域とのコミュニケーションのあり方

- 地域とのコミュニケーションには、地域の理解醸成に向けて、住民や自治体の同意取得や、説明会 開催を含む周辺地域への事前周知など様々なあり方が考えられる。
- 再エネ特措法においてどういった対応を要件として求めるかについては、以下の点にも留意して検討すべき。

 - ▶ 地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーション方法は異なり、一部の 自治体において条例等で実情に応じて追加的な対応を行っていることに鑑み、一律に自治 体関与を求めるのではなく、引き続き自治体における裁量を尊重することも重要。
- 上記を踏まえると、**再エネ特措法においては、説明会開催を含む周辺地域への事前周知をFIT /FIPの認定申請要件として国が一律求める**ことが適切だと考えられる。

対象範囲の考え方①

- 地域とのコミュケーションの要件化にあたっては、周辺住民に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて、事業規模や設置形態別に、地域の実態にあわせて事前周知を求める。
- 具体的には、以下のような考慮要素を踏まえて、**周辺住民や周辺環境へ影響を及ぼす可能性 が高い事業については、より厳格な手続(例えば一定の要件を満たす説明会の開催)を求め**、 可能性が低い事業については、柔軟な手続を求める。
 - **電源の規模**: 例えば50kW以上の高圧の電源は、周辺住民や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。但し、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺住民・環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある。
 - 電源の設置場所:土砂災害警戒区域など、災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアや、住民の生活環境に近いエリアは、周辺住民・環境に影響を及ぼす可能性が高い。
 - 電源の設置形態:例えば屋根設置太陽光は、原則として影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺住民への配慮の必要性が低い。
 - 他制度の対象エリア:温対法に基づく促進区域に関する制度など、他法令において既に周辺住民との 調整が図られる手続が含まれている場合は、当該手続における周知内容が再エネ特措法上の説明会要 件等を充足している場合には事業者負担軽減の観点から柔軟な対応が必要。
- **柔軟な手続**として、以下などが考えられる(引き続き実態も踏まえ検討を進める)。なおその場合でも、**説明会開催などより厳格な手続の実施を引き続き努力義務として求める。**
 - 事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置
 - 事業計画内容を事業者HPやビラに掲載し、事前公表する手法 等

対象範囲の考え方②

● 対象範囲としては、電源の規模をベースとしつつも、立地の状況や関係法令等における対応と も連動したものとするべき。

事前周知の要件化対象

説明会開催を要件 として求める範囲

高圧・特高など 大規模電源

その他の事前周知手法を 求める範囲

低圧など 小規模電源

ただし、以下の場合は事前周知を要件化しないが努力義務として求める:

- ・屋根設置の事業
- ・温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度において、地方公共団体実行計画協議会等を通じて個別事業の協議がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での事前周知の要件を充足する場合
- ※FIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり、別途事前周知を要件として求める。

ただし、以下の場合は**事前周知を要件化しないが** 努力義務として求める:

- ・他法令において別途事業内容に関する説明会が FIT/FIP認定申請前に行われ、再工ネ特措法で の説明会要件を充足する場合
- ※当該説明会がFIT/FIP認定申請後に行われる予定の場合は、原則とおり別途事前の説明会開催を要件として求める。

ただし、以下の場合は説明会開催を求める:

- ・複数案件を一体として評価すべき場合 ※同一事業者が同一市町村内で複数の事業 を行い、その合計が50kW以上になる場合等
- ・災害の影響が及ぶおそれが高いエリアの場合
- ・自然環境・景観等を考慮した保護エリアが条例 に定められており当該エリア内の場合

特段の要件化なし

住宅用太陽光 (~10kW)

説明会に関する要件のイメージ

- 事業者が適切な説明会を開催するよう、また事業者の予見性を確保するため、<u>説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容</u>については、<u>あらかじめ施行規則・ガイドライン等において定める必要</u>がある(ガイドラインにおいては、<u>事業者から自治体への相談などを引き続き努力義務として求める</u>)。
- なお説明会開催につき虚偽申請や暴行・脅迫があった場合などは、説明会として求める要件を満たさないため認定せず、また、認定後に発覚した場合も申請要件を満たしていないため当該認定を取り消す。

く説明会に関する要件のイメージ>

実施時期	開催の案内方法	説明範囲	説明内容	その他
・申請日までに 開催すること。	・案内内容(開催日時・場所)、案内時期(説明会開催の2週間前まで等)などの要件を充足すること。 ・開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付すること。 ・地域の実情に応じての適切な手段により実施すること。 例) ・ポスティング・回覧板掲載・事業者HP掲載	・電源種、事業、 規模、設置場 所等に応じて 設定される要 件を充足する こと。	・事業計画内容の他、関係法令遵守状況 及び土地取得状況に関する事項・事業 に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 ・質疑応答の時間を設け、質問に対して回答すること。 ・説明会開催を証する書類(議事録、出席者名簿、配布資料等)を認定申請時に添付すること。	・認定を取得しようとする事業者が出席すること。 ・説明会後も説明事項に変更があれば、 内容に応じて再度 周知を行うこと。

地域と共生した再エネの導入

地域と共生した再上不の導入		
事業実施段階	<u></u> 横討項目	
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化	
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
	大量廃棄に向けた計画的対応	
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化	
	事業譲渡の際の手続強化	
	認定事業者の責任明確化	
	関係法令遵守の徹底	

事業譲渡の際の手続強化

- 現行制度では、認定事業の譲渡があった場合は変更認定申請を行うこととされている。事業者が 交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様のトラブルが発生し得るところ、現 に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じている。
- そのため、事業譲渡の変更認定において、**関係法令に違反している等認定基準に違反している 案件については認定不可とする**など、厳格な対応を行う必要がある。
- 加えて、<u>事業譲渡の際に必要となる変更認定申請においても、周辺住民への周知を求めるなど</u> <u>の手続の強化を図ってはどうか。なお、現行制度においても変更認定申請においては新規認定</u> と同等の要件が準用されている。

< 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(抄)>

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2~3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一~七(略)

5~7(略)

(再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)

第十条 **認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定 する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。**ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2~3(略)

- 4 前条第四項(第五号イ及び八を除く。)から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。
- 5 (略)

事業譲渡の規制態様

- 事業譲渡の規制態様として、認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる。しかし、以下 の理由から事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要がある。
 - 再工ネ特措法は、再生可能エネルギー発電事業のにつき、**認定基準を遵守した認定計画に対して、権 利を付与**することによって、**再生可能エネルギー源の利用の促進を目的とした法**であり(同法第1条)、 **発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であって事業者ではない。 再工 本特措法において、発電事業の譲渡自体を禁止することは法の目的を逸脱していると考えられる**。
 - 事業者には営業の自由及び財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して公権力が事業譲渡自体の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が必要。こうした理由を考慮せず認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して一律に事業譲渡自体を禁止することは慎重に検討するべき。
 - 再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低圧事業用太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約化を促すなどしていくことも必要。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討するべき。
- そこで、認定申請段階と同様に、**事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化**を通して規制を行うべき。例えば**説明会開催等による事前周知を申請要件化した上で、追加的な説明を行うことが妥当である。**

地域と共生した再エネの導入

叩 攻と天生した冉 工 不の導入			
事業実施段階	検討項目		
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化		
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設		
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し		
	大量廃棄に向けた 計画的対応		
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化		
	事業譲渡の際の手続強化		
	認定事業者の責任明確化		
	関係法令遵守の徹底		

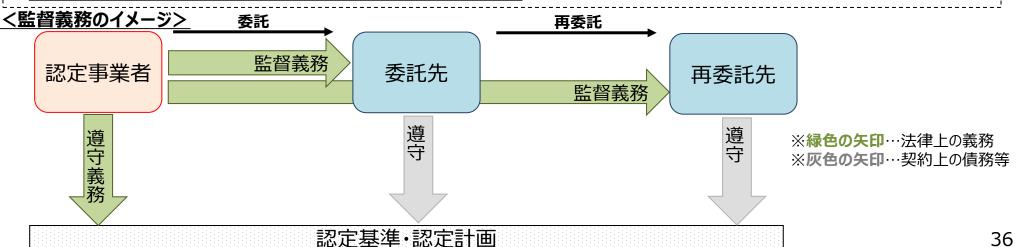
認定事業者の責任明確化

- 現行制度では、事業規律の対象は「認定事業者」であるため、委託先・再委託先が認定計画・ 認定基準に違反した場合における認定事業者の責任を明確化する必要がある。
- このため、認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で、委託先・再委託先も認 定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に**委託先や再委託先に対する監督義務を課す** こととする。監督義務不履行があった場合は、認定事業者に対して認定取消しなどの措置をとり得 ることとしつつ、ガイドライン等において**認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項(定期報** 告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等)を定めるなどして、認定事業者の責任を明 確化するべきである。
- また、こうした**行政処分を行うに当たって、必要となる報告徴収・立入検査を実施することも必要**。

以下のとおり、再エネ特措法上の指導・助言及び処分の名宛人は「認定事業者」と定められている。

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(抄)> (改善命令)

第十三条 経済産業大臣は、**認定事業者**が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、 相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。



地域と共生した再エネの導入

地域と共生した冉上不	
事業実施段階 	
土地開発前	立地状況等に応じた手続強化
土地開発後~運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・早期解消措置の新設
運転中~適正廃棄	太陽電池出力増加時の現行ルール見直し
	大量廃棄に向けた計画的対応
横断的事項	地域とのコミュニケーション要件化
	事業譲渡の際の手続強化
	認定事業者の責任明確化
	関係法令遵守の徹底

非FIT・非FIP案件の対応について①

- 今年10月にとりまとめた再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する 検討会提言では、非FIT・非FIPの対応として、その大宗を占めると見込まれる補助金案件について、適切な補助金採択基準を設けるとしている。
- 現状でも、例えば「需要家主導による太陽光発電導入促進補助金」の補助事業対象の要件として、再工ネ特措法と同水準の規律を遵守することを求めているところ。
- 今後、再エネに関して補助制度をもつ関係省庁と連携しながら、今回の再エネ特措法の規律強化に合わせた基準設定を各種補助事業についても設けていく。

【需要家主導による太陽光発電導入促進補助金 公募要領(令和4年1次公募) (抜粋)】

1-6. 補助対象事業の要件

vi:再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること

vii: 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、 関係法令 (立地する自治体の条例を含む。) の規定を遵守すること。

【再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(抜粋)】

・非 FIT・非 FIP 案件として、当面は補助金案件が大宗を占めると見込まれることから、関係省庁が連携し、適切な補助金採択基準を設けることとする。【経・農・国・環・総】

非FIT・非FIP案件の対応について②

- 電気事業法における対応強化を行うことが、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言のアクションに記載されているところ。引き続き、非FIT・非FIPの案件を含めた再エネ設備の規律強化を検討していく。
- なお、これらの議論は12月開催予定の関係審議会において行われる予定。

【再工ネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(抜粋)】

- ・電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する。【経】
- ・電気事業法において、低圧の小規模再エネ発電設備については、令和3年度より事故報告の対象としており、今後、事故の発生状況等を踏まえながら、小規模再エネ発電設備への柵塀設置義務について検討する。【経】
- ・系統の工事・保全・運用面の観点から、(中略)、緊急時の迅速かつ的確な保安連絡体制の確保については、行政機関と一般送配電事業者との間で相互に再エネ事業の保安業務従事者に係る情報の共有を図れるような仕組みの構築を検討する。【経】

所在不明事業者に対する規律の徹底

- 再エネ特措法において、認定計画において認定事業者の住所を記載しなければならず、住所を変更した場合には、遅滞なく届け出なければならない。変更の届出を怠った場合には、認定取消事由となる。
- 他方、転居の不届により<u>所在不明となった認定事業者に対して改善命令及び認定取消しを迅</u>速に行う手続規定が特段設けられていない。
- そこで、所在不明となった認定事業者に対して、再エネ特措法に基づく処分を行うため、例えば<u>再</u> エネ特措法における公示送達の活用を検討していくべきである。

<公示送達とは>

- ▶ 相手方が誰であるかわからない、又は、相手方の住所がわからないため、意思表示を相手方に到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための手続として民法及び民事訴訟法に規定されている方法。
- ▶ 裁判所に対して到達させたい通知書及び必要書類を添付した申請書を提出して申請を行うことで可能。裁判所から公示送達の許可がされた場合には、裁判所の掲示板に公示送達の掲示がされ、併せて官報に掲載又は市役所等の掲示板に公示送達の掲示がされる。
- ▶ 原則掲示から2週間経過したときに送達の効力が生じる。

(参考) 民法及び民事訴訟法の公示送達の規定

- ○民法
 - (公示による意思表示)
- 第九十八条 <u>意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方</u> <u>法によってすることができる</u>。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定に従い、裁判所の掲示場 に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、 官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずる ことができる。
- 3~5 (略)
- ○民事訴訟法

(公示送達の方法)

第百十一条 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき 旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(公示送達の効力発生の時期)

- 第百十二条 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。 ただし、第百十条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。
- 2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とする。
- 3 前二項の期間は、短縮することができない。

地域と長期に共生する再工ネ導入

● カーボンニュートラル及び再エネ比率36~38%の実現に向けて、**適正な事業規律の徹底を前提と** した再エネの大量導入を行っていくことにより、地域と長期に共生する再エネ導入を推進する。

<地域と長期に共生する再工ネ導入の実現>

